平成２６年（フ）第２６号
福島県いわき市平下平窪字味噌農10番地の３
美園コーポＤ
債務者　高田　典枝
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第１０２号
茨城県水戸市西原３丁目３番25―201号　ロマーヌ水戸第５、旧住所茨城県水戸市石川１丁目3931番地の５　サーパス石川301号
債務者　小池　英雄
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１１６号
茨城県水戸市見川２丁目22番地の２　小久保レジデンス301号
債務者　小池由希也
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第１４７号
茨城県水戸市石川４丁目4032番地の15
債務者　深谷　優子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２８号
長野市豊野町豊野918番地２
債務者　福田　清子
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４５号
長野市若穂川田3800―６、住民票上の住所長野県北安曇郡松川村5489番地７
債務者　馬淵　龍男
1　決定年月日時　平成26年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７９号
兵庫県神崎郡市川町上牛尾569番地の１、従前の住所兵庫県神崎郡市川町坂戸２番地の１
県営住宅市川坂戸鉄筋２―306
債務者　大崎　敦義
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１８１号
兵庫県高砂市北浜町北脇323番地の１　セジュールＫ102号
債務者　松藤みゆき
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市関金町大鳥居935番地
債務者　籔内　　繁
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市下田中町836番地　アーティックＢ―１、旧住所鳥取県東伯郡北栄町亀谷648番地１
債務者　安田　利範
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第２３号
鳥取県東伯郡北栄町岩坪17番地、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字光好628番地
債務者　徳山　修司
1　決定年月日時　平成26年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第３６９号
広島市南区西蟹屋２丁目８番12号
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３号
大分市豊饒４組の２　レガーロ南大分壱番館102、住民票上の住所大分市大字豊饒300番地の１　生野アパートＡ102
債務者　津野　千春
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１９号
鹿児島県鹿児島市郡元１丁目９番31号　道添アパート103号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市武１丁目13番２号　町田アパート101号
債務者　本田　将臣
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３１号
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番23―36号
債務者　中園　里美
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５号
沖縄県石垣市字新川291番地７　新本ハイツ306
債務者　菊池てる子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部